

8,000Bq/kg 以下の農林業系廃棄物の試験焼却について

8,000Bq/kg 以下の農林業系廃棄物の処理については、平成 29 年 7 月の第 14 回指定廃棄物等処理促進市町村長会議において、県から示した広域処理の方針等に全市町村長から賛同をいただいたところである。

この度、この方針等に基づき、8,000Bq/kg 以下の農林業系廃棄物の処理を進めて行くため、知事と試験焼却を予定している 4 圏域の管理者（理事長）との会合を開催した。

1 開催日時等

(1) 日時 平成 29 年 12 月 27 日（水）午後 4 時 30 分から

(2) 場所 宮城県行政庁舎 4 階 庁議室

(3) 出席者

イ 焼却予定 4 圏域の管理者等

石巻市長，大崎市長，柴田町長，大和町長

ロ 宮城県

知事，河端副知事，環境生活部長

2 管理者等からの主な意見

(1) 県からの提案 1：平成 30 年 2 月上旬以降に試験焼却を開始することについて

- ・ 2 月以降に試験焼却を開始できるよう準備を進めたい。
- ・ 地元調整や議会での予算化の必要があり、開始時期の判断にはもう少し時間が欲しい。

(2) 県からの提案 2：試験焼却を開始する期日を各圏域内で調整し、それぞれ判断することについて

- ・ 期日を各圏域内で調整することに賛同する。
- ・ できるだけ早く議会に予算案を提案して、試験焼却を開始できるよう努力したい。

3 会合における確認事項

(1) 石巻，大崎，仙南及び黒川の 4 圏域で、8,000Bq/kg 以下の農林業系廃棄物の試験焼却を行うこと。

(2) 平成 30 年 2 月上旬以降のできるだけ早い時期に試験焼却を開始するよう努力すること。

(3) 焼却開始の期日は、各圏域内で調整し、それぞれ判断すること。

(4) 県は、圏域の判断に応じ、一般ごみの広域移動に向けた準備等のため調整を行うこと。また、試験焼却を開始する期日については、県が窓口となって調整を行うこと。

4 今後の対応

今後は、各圏域の判断によって、順次試験焼却が開始されることとなるため、県では、円滑な試験焼却の実施に向けて、引き続き関係市町村を支援していく。